平成２３年（フ）第１３号
茨城県日立市滑川本町２丁目14番４－１号
債務者　宮本　美佳
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１４号
茨城県日立市南高野町２丁目13番50―102号
債務者　生天目利明
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１５号
茨城県日立市南高野町２丁目13番50―102号
債務者　生天目由貴子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１８号
茨城県北茨城市磯原町木皿692番地の３
債務者　村山　幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１９号
茨城県日立市小木津町１丁目30番15―201号
債務者　風間タカ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２２号
茨城県日立市田尻町２丁目45番10―302号
債務者　鈴木なおみ（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２６５号
さいたま市見沼区東大宮５丁目29番地12　メゾン・ドゥ・フジ806
債務者　岡戸　　実
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
埼玉県上尾市大字上尾下1049番地１　ミューアダマスグランテ401
債務者　岡戸　幸江
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
埼玉県川口市前川町４丁目607番地　山崎マンション105号新井方
債務者　畠山　米子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
埼玉県草加市八幡町164番地４　八幡マンション407号
債務者　京角　範夫
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
埼玉県比企郡吉見町大字田甲16番地34
債務者　関口　光恵（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７号
千葉県山武郡大網白里町木崎319番地13
債務者　斉藤エリ子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
千葉県山武郡大網白里町北今泉2444番地１
債務者　古藤　愛美（旧姓糸日谷）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
神奈川県厚木市妻田東１丁目９番34号　メゾンソエダ101
債務者　岩本　　健
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５２号
神奈川県小田原市扇町１丁目42番27号　リバーサイド103
債務者　加藤　　孝
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５３号
神奈川県小田原市扇町１丁目42番27号　リバーサイド103
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７６９号
新潟市江南区曽野木１丁目６番10―1943号
債務者　戸田　佳恵
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
静岡県沼津市大塚３番地の40　グランメール千本Ｄ102、前住所静岡県沼津市柳町１番24号
債務者　大原　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係